

与謝野町職員の懲戒処分等に関する指針

平成23年4月1日

第1 この指針の目的

この指針は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づく懲戒処分に関し、公正・公平の原則に従い、その透明性を確保するとともに、当町職員が職務を行う上で特に留意すべき事項について標準的な懲戒処分の基準を定めることにより、服務規律違反等に対してより一層厳正かつ公正に対処することで、不祥事の発生防止に資することを目的とする。

第2 基本的な考え方

- 1 具体的な処分の決定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮の上判断する。
 - (1) 非違行為の原因、動機、性質、態様及び結果
 - (2) 故意又は過失の度合い
 - (3) 非違行為を行った職員の職責
 - (4) 日頃の勤務態度及び非違行為後の対応等
 - (5) 過去の非違行為又は懲戒処分等の有無
 - (6) 決定する処分が他の職員及び社会に与える影響

- 2 職員が第3に掲げる処分基準に該当する非違行為を2以上行ったときは、当該職員に対し、当該非違行為に応じて規定されたそれぞれの懲戒処分のうち最も重い処分より重い懲戒処分を行うことができる。この場合において、最も重い懲戒処分が停職の場合にあっては免職、減給の場合にあっては停職、戒告の場合にあっては減給とする。

3 次のいずれかの事由があるときは、第3に掲げる処分基準より重い処分を行うことができる。この場合において、最も重い懲戒処分(前項の規定による場合にあっては、当該重い処分)が停職の場合にあっては免職、減給の場合にあっては停職、戒告の場合にあっては減給とする。

- (1) 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき。
- (2) 非違行為を行った期間が長期にわたるとき。
- (3) 非違行為を行った職員の職責が特に高いとき。
- (4) 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき。
- (5) 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき。

4 次のいずれかの事由があるときは、第3に掲げる処分基準より軽い処分を行うことができる。この場合において、最も軽い懲戒処分が停職の場合にあっては減給、減給の場合にあっては戒告とする。

- (1) 職員の日頃の勤務態度が極めて良好であるとき。
- (2) 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。
- (3) 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき。

5 第3の処分基準に掲げられていない非違行為でも、当然に懲戒処分の対象となり得るものがある場合は、処分基準に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第3 処分基準

1 一般服務関係

(1) 欠勤

ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。

ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。

(3) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇その他承認を要する休暇について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序を乱す行為

ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給とする。

イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

(7) 違法な職員団体活動

ア 法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は本町の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

(8) 秘密漏えい

職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。

(9) 政治的目的を有する文書の配布

政治的目的を有する文書を配布した職員は、戒告とする。

(10) 兼業の承認等を得る手続の怠り

営利企業等の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員は、減給又は戒告とする。

(11) 入札談合等に関与する行為

町が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

(12) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

(13) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。

イ 相手の意に反することを認識した上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。

ウ 相手の意に反することを認識した上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

(14) 不適切な事務処理

不適切な事務処理を行い、又は必要な手続を怠るなど、公務の運営に重大な支障を生じさせ、又は町民に重大な損害を与えた職員は、免職、停職又は減給とする。

(注) 以上の一般服務関係の処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。

2 公金公物取扱い関係

(1) 横領

公金又は公物を横領した職員は、免職とする。

(2) 窃取

公金又は公物を窃取した職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公金又は公物を交付させた職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金又は公物を紛失した職員は、戒告とする。

(5) 盗難

重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った職員は、戒告とする。

(6) 公物損壊

故意に職場において公物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(7) 失火

過失により職場において公物の出火を引き起こした職員は、戒告とする。

(8) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。

(9) 公金公物処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。

(10) コンピュータの不適正利用

職場のコンピュータをその職務に関係しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

3 倫理保持違反行為関係

(1) 利害関係者との間における禁止行為

ア 利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けた職員（次号イに掲げるものを除く。）は、免職又は停職とする。

イ 利害関係者から不動産の贈与を受けた（次号イに掲げるものを除く。）職員は、免職又は停職とする。

ウ 利害関係者から金銭の貸付けを受けた職員は、減給又は戒告とする。

エ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品の貸付けを受けた職員は、減給又は戒告とする。

オ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で不動産の貸付けを受けた（次号イに掲げるものを除く。）職員は、停職又は減給とする。

カ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けた（次号イに掲げるものを除く。）職員は、停職又は減給とする。

キ 利害関係者から未公開株式を譲り受けた職員は、停職又は減給とする。

ク 利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る。）を受けた（ケ・コに掲げるものを除く。）職員は、減給又は戒告とする。

ケ 遊技又はゴルフをするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に遊技又はゴルフをした職員は、減給又は戒告とする。

コ 海外又は国内旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に海外又は国内旅行をした職員は、停職又は減給とする。

(2) 利害関係者以外の者等との間における禁止行為

- ア 利害関係者に該当しない事業者等から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けた職員は、減給又は戒告とする。
- イ 自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者にその者の負担として支払わせた職員は、免職、停職又は減給とする。
- ウ 自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者に該当しない事業者等にその者の負担として支払わせた職員は、停職又は減給とする。
- (3) 他の職員が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受した職員は、免職、停職又は減給とする。
- (4) 官公庁等の職員との接触に当たって、町民の疑惑や不信を招く行為をした職員は、減給又は戒告とする。
- (5) 上司の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をした職員は、減給又は戒告とする。
- (6) 職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員が違反行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいした職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (7) 自らが管理又は監督をする職員が違反行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実を黙認した職員は、停職又は減給とする。

4 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非行行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

5 公務外非行関係

(1) 放火

放火をした職員は、免職とする。

(2) 殺人

人を殺した職員は、免職とする。

(3) 傷害

人の身体を傷害した職員は、停職又は減給とする。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

(5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 横領

自己の占有する他人の物（公金及び公物を除く。）を横領した職員は、免職又は停職とする。

(7) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。

(8) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。

(9) 賭博

ア 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした職員は、停職とする。

(10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

麻薬、覚せい剤等を所持又は使用した職員は、免職とする。

(11) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。

(12) 淫行

18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員は、免職又は停職とする。

(13) 痴漢行為

公共の乗物等において痴漢行為をした職員は、停職又は減給とする。

6 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転

ア 酒酔い運転をした職員は、免職又は停職とする。この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員は、免職とする。

イ 酒気帯び運転をした職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員は、免職又は停職（事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職）とする。

ウ 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知らながら当該職員が運転する車両に同乗した職員は、飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮して、免職、停職、減給又は戒告とする。

(2) 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）

ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において、事故後の措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

イ 人に傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において、事故後の措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

(3) 飲酒運転以外の交通法規違反

著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

(注) 以上の処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の上判断するものとする。

第4 処分の公表

1 公表の対象

次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分

2 公表の内容

- (1) 公表する内容は、原則として次のとおりとする。ただし、個人が識別できることとなるものを除くものとする。
 - ア 処分理由
 - イ 処分量定
 - ウ 処分年月日
 - エ 所属名
 - オ 役職（職名）
- (2) 職務と関連のある事案による免職処分その他社会への影響など特に必要と認められるものについて、氏名等の個人情報を併せて公表するものとする。

3 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等公表することが適当でないと認められる場合は、公表内容の一部又は全部を公表しないことができる。

4 公表の時期及び方法

- (1) 処分を行った後、速やかに公表する。
- (2) 年1回、すべての懲戒処分についてその状況(件数、概要等)を公表する。
- (3) 公表は、その処分の社会的影響等を考慮して、町ホームページ、公告によりその概要を公表するほか、新聞各社への資料提供により行う。

懲戒処分基準一覧（職員の懲戒処分に関する指針第3関係）

【一般服務関係】

非違行為の類型及び詳細		処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
(1) 欠勤	ア 正当な理由なく 10 日以内の間勤務を欠いた職員			●	●
	イ 正当な理由なく 11 日以上 20 日以内の間勤務を欠いた職員		●	●	
	ウ 正当な理由なく 21 日以上の間勤務を欠いた職員	●	●		
(2) 遅刻・早退	勤務の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員				●
(3) 休暇の虚偽申請	病気休暇又は特別休暇等について虚偽の申請をした職員			●	●
(4) 勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員			●	●
(5) 職場内秩序びん乱	ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員		●	●	
	イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員			●	●
(6) 虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員			●	●
(7) 違法な職員団体活動	ア 法第 37 条第 1 項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は町の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員			●	●
	イ 法第 37 条第 1 項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員	●	●		
(8) 秘密漏えい	職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	●	●		
(9) 政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した職員				●
(10) 兼業の承認等を得る手続のけ怠	営利企業等の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員			●	●
(11) 入札談合等に関与する行為	町が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員	●	●		
(12) 個人の秘密情報の目的外収集	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員			●	●
(13) セクシュアル・ハラスメント	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員	●	●		

非違行為の類型及び詳細		処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
	イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した職員 この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	●	●	●	
	ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員			●	●
(14) 不適切な事務処理	不適切な事務処理を行い、又は必要な手続を怠るなど公務の運営に重大な支障を生じさせ、又は町民に重大な損害を与えた職員	●	●	●	

(注) 以上の一般服務関係の処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。

【公金公物取扱い関係】

非違行為の類型及び詳細		処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
(1) 横領	公金又は公物を横領した職員	●			
(2) 窃取	公金又は公物を窃取した職員	●			
(3) 詐取	人を欺いて公金又は公物を交付させた職員	●			
(4) 紛失	公金又は公物を紛失した職員				●
(5) 盗難	重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った職員				●
(6) 公物損壊	故意に職場において公物を損壊した職員			●	●
(7) 失火	過失により職場において公物の出火を引き起こした職員				●
(8) 諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員			●	●
(9) 公金公物処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした職員			●	●
(10) コンピュータの不適正利用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員			●	●

【倫理保持違反行為関係】

非違行為の類型及び詳細		処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
(1) 利害関係者との間における禁止行為	ア 利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けた職員(次号イに掲げるものを除く。)	●	●		
	イ 利害関係者から不動産の贈与を受けた職員(次号イに掲げるものを除く。)	●	●		
	ウ 利害関係者から金銭の貸付けを受けた職員			●	●

非違行為の類型及び詳細		処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
	エ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品の貸付けを受けた職員			●	●
	オ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で不動産の貸付けを受けた職員（次号イに掲げるものを除く。）		●	●	
	カ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けた職員（次号イに掲げるものを除く。）		●	●	
	キ 利害関係者から未公開株式を譲り受けた職員		●	●	
	ク 利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る。）を受けた職員（ケ・コに掲げるものを除く。）			●	●
	ケ 遊技又はゴルフをするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に遊技又はゴルフをした職員			●	●
	コ 海外又は国内旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に海外又は国内旅行をした職員は、停職又は減給とする。		●	●	
(2) 利害関係者以外の者等との間における禁止行為	ア 利害関係者に該当しない事業者等から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けた職員			●	●
	イ 自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者にその者の負担として支払わせた職員	●	●	●	
	ウ 自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者に該当しない事業者等にその者の負担として支払わせた職員		●	●	
(3) 他の職員が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受した職員	●	●	●		
(4) 官公庁等の職員との接触に当たって、町民の疑惑や不信を招く行為をした職員			●	●	
(5) 倫理監督者等の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をした職員			●	●	
(6) 職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員が違反行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいした職員		●	●	●	
(7) 自らが管理又は監督をする職員が違反行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実を黙認した職員		●	●		

【監督責任関係】

非違行為の類型及び詳細	処分量定
-------------	------

		免職	停職	減給	戒告
(1) 指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員			●	●
(2) 非行の隠ぺい、黙認	部下職員の非行行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員		●	●	

【公務外非行関係】

非違行為の類型及び詳細		処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
(1) 放火	放火をした職員	●			
(2) 殺人	人を殺した職員	●			
(3) 傷害	人の身体を傷害した職員		●	●	
(4) 暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったとき			●	●
(5) 器物損壊	故意に他人の物を損壊した職員			●	●
(6) 横領	自己の占有する他人の物（公金及び公物を除く。）を横領した職員	●	●		
(7) 窃盗・強盗	ア 他人の財物を窃取した職員	●	●		
	イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	●			
(8) 詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員	●	●		
(9) 賭博	ア 賭博をした職員			●	●
	イ 常習として賭博をした職員		●		
(10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	麻薬、覚せい剤等を所持又は使用した職員	●			
(11) 酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員			●	●
(12) 淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員	●	●		
(13) 痴漢行為	公共の乗物等において痴漢行為をした職員		●	●	

【飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係】

非違行為の類型及び詳細		処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
(1) 飲酒運転	ア 酒酔い運転をした職員	●	●		
	この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員	●			
	イ 酒気帯び運転をした職員	●	●	●	
	この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わ	●	●		

非違行為の類型及び詳細		処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
	せた職員 事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員	●			
	ウ 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知りながら当該職員が運転する車両に同乗した職員 ※ 飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮して決定する。	●	●	●	●
(2) 飲酒運転以外の交通事故(人身事故を伴うもの)	ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員 この場合において、事故後の措置義務違反をした職員	●	●	●	
	イ 人に傷害を負わせた職員 この場合において、措置義務違反をした職員			●	●
(3) 飲酒運転以外の交通法規違反	著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員		●	●	●
	この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員		●	●	

(注) 以上の処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の上判断するものとする。